様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年 7月 4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ぜねらるしむすさーびすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ゼネラルシムスサービス株式会社  （ふりがな） いのうえ　のぶたか  （法人の場合）代表者の氏名 　井上　信孝  住所　〒220-0012  神奈川県横浜市西区みなとみらい３丁目3-3  横浜コネクトスクエア9F  法人番号　8020001148424  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社HP 「DX推進戦略」 | | 公表日 | 2025年 5月 30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HP 「DX推進戦略」内の「DX化社会における経営ビジョン」  https://www.g-sims-s.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | 1. 企業経営の方向性   私たちGSSは、「世界をリードする最先端技術を創っていく」というビジョンの下、次世代型SIMSの開発・提供を軸に、多彩な領域において研究開発や技術革新をサポートし、社会の持続的な成長と世界のよりよい未来の構築に貢献します。   1. 情報処理技術の活用の方向性   当社は、次世代型SIMS装置の開発・提供に加え、デジタル技術の積極的な活用を通じて、顧客へのサービス価値の向上、業務プロセスの最適化、そして従業員の働きやすさの実現に取り組んでいます。  **・ システムベースでの工程管理とリアルタイム在庫・設備管理の仕組み化**  **・デジタルツールで実現する柔軟で効率的な働き方** | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は取締役会の承認を得た内容です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社HP 「DX推進戦略」 | | 公表日 | 2025年 5月 30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HP 「DX推進戦略」内の「DX推進実現に向けての戦略」  https://www.g-sims-s.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | 当社は、次世代型SIMSの開発・提供を事業の中核に据えながら、DXを通じて製品・サービスの高度化と業務プロセスの効率化を同時に進めています。  当社のDX戦略は、以下の3つの柱に基づいて展開しています。  **・製品・サービスの融合による新たな価値創出**  装置単体の提供にとどまらず、SIMSによる測定結果の解析支援や、データの見える化・活用を組み合わせた「分析支援サービス」を展開。顧客の研究開発を加速させるソリューション型ビジネスへと発展していくよう取り組んでまいります。  **・業務の可視化と意思決定の迅速化**  これまで個人の裁量に委ねられていた業務工程をデータ化し、社内で可視化・共有する仕組みを整備したことで、進捗状況をリアルタイムで把握し、業務の円滑な遂行が可能となっています。また、部品在庫の管理もシステム化することで、従来属人的だった判断や対応を標準化し、迅速かつ的確な意思決定を支える業務基盤の構築を進めています。  **・人材の育成と柔軟な働き方の実現**  社内業務においては、クラウド業務ツールやRPA（定型作業自動化ツール）を導入し、事務処理や情報共有の効率を高めていきます。これにより、社員が本来の業務に集中しやすい環境を整えると同時に、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進していきます。また、若手技術者に対しては、データ分析・AI活用などデジタル技術に関する基礎教育を社内研修として実施し、将来の中核人材を育成。経験と技術の継承とともに、次世代に通用するスキルの強化を図ってまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は取締役会の承認を得た内容です。 |   ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社HP 「DX推進戦略」内の「DX推進のため環境の整備」  https://www.g-sims-s.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | **組織体制**  ・社長直下に「DX推進責任者（CDO）」を設置  ・定例の「DX戦略会議」にて以下を実施：   * + 施策の進捗確認（KPI管理）   + 現場課題の共有と対応方針の決定   + 優先順位に基づく実行計画の調整   **人材の確保と育成**  ・新卒・中途問わずデジタルスキルを持つ人材の採用を強化  ・社内向け研修を実施（テーマ例）：   * + 業務改善手法   + データ活用の基礎   + ITツールの操作習熟   ・若手技術者向けに、データ分析やAI活用の初級研修を導入  ・将来的なDX推進リーダーの育成を目指した長期的な教育方針を推進 |   ② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社HP 「DX推進戦略」内の「DX推進のため環境の整備」  https://www.g-sims-s.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | 当社では、IT基盤の刷新と段階的な投資により、以下の環境整備を進めていきます：  ・在庫管理・工程管理のシステム化：従来Excel等で行っていた在庫・工程管理をシステム化し、現場の可視化と計画精度を向上。  ・業務プロセスの自動化：RPAやワークフロー管理ツールを導入し、定型作業や申請業務を自動化。  ・セキュリティ投資：情報漏洩やサイバー攻撃への対策として、ゼロトラスト型のアクセス管理やバックアップ体制の導入を検討中。  ・クラウドインフラの導入：社内システム・データをAWSベースのクラウド環境に移行し、遠隔地からも安全にアクセス可能な仕組みの構築を検討中。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社HP 「DX推進戦略」 | | 公表日 | 2025年 5月 30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HP 「DX推進戦略」内の「戦略達成の指標」  https://www.g-sims-s.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | 当社は、DX戦略の実行状況を定量的に評価し、実効性を確保するために、業務のデジタル化、データ活用、働き方改革、人材育成といった観点から複数のKPIを設定しています。  これらの指標は、DX推進責任者を中心に定期的にモニタリングされており、進捗状況に応じて施策の見直しや体制の強化を図ることで、戦略の継続的な改善と組織全体の最適化につながると考えております。  **・分析支援サービスの導入件数**  装置販売後の分析支援サービスを契約ベースで定量的に把握し、サービス型ビジネスモデルへの転換進捗を評価。  **・部品在庫の回転率**  収集した部品使用データを基に在庫回転率を算出し、在庫の最適化および運用効率向上の度合いを把握。  **・メンテナンス対応の平均所要時間**  顧客からの修理・点検要請に対する対応時間を計測し、業務の迅速化や保守体制の改善効果を評価。  **・社内ITツールの活用率**  クラウド業務ツールや社内システムの利用頻度・操作習熟度をアンケートやアクセスログから算出し、IT活用の定着状況を評価。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年 5月 30日 | | 発信方法 | 当社HP 「DX推進戦略」内の「DX推進にかける思い」  https://www.g-sims-s.co.jp/dx/ | | 発信内容 | 当社は、「世界をリードする最先端技術を創っていく」というビジョンの下、次世代型SIMSの開発・提供を通じて多様な分野の研究開発を支援してきました。今後はモノづくりにとどまらず、データと技術、そして人の力を融合させた新たな価値の創出に挑戦していきます。 DXは単なるデジタル化ではなく、当社がこれまで蓄積してきた知見・現場力を活かしながら、顧客との関係、働く環境、組織の在り方そのものをアップデートする取り組みだと捉えています。  そして何より、DXの全体戦略は総括責任者である代表者自身が主導し、経営トップとして全体を牽引しています。経営と現場を密接に結び、持続的かつ実効性のある変革を実現するための体制を整えています。 私たちはこれからもDXを通じて社会に必要とされる存在であり続けるために、「技術で未来を支える企業」として、持続可能な成長と変革に挑戦し続けます。  制定日: 2025年5月30日 ゼネラルシムスサービス株式会社 代表取締役　井上信孝 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、DX推進ポータル内「DX推進指標」の「自己診断結果提出」により診断結果を提出しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2025年5月に情報セキュリティ基本方針を公表しました。また、SECURITY ACTION制度に基づき二つ星を自己宣言を実施しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。